**中華人民共和国　家畜・家禽遺伝資源の出入国と対外合同研究での利用の審査承認規則**

(2008年8月20日国務院第23回常務会議にて採択　2008年8月28日中華人民共和国国務院令第533号公布　2008年10月1日より施行)

第一条　家畜・家禽遺伝資源の出入国と対外合同研究での利用の管理を強化し、家畜・家禽遺伝資源を保護し、適切に利用するとともに、家畜・家禽遺伝資源の流失を防止し、畜産業の持続的かつ健全な発展を促進するため、『中華人民共和国牧畜法』に基づき、本規則を制定する。

第二条　国外から家畜・家禽遺伝資源を導入し、国外に輸出する、または国内と国外の機関、個人の合同研究で家畜・家禽遺伝資源保護リストに記載された家畜・家禽遺伝資源を利用する場合、『中華人民共和国牧畜法』を順守するとともに、本規則の規定に照らして審査承認手続きを行うものとする。

第三条　本規則にいう家畜・家禽とは、『中華人民共和国牧畜法』第十一条の規定に照らして公布される家畜・家禽遺伝資源目録に記載された家畜・家禽を指す。

本規則にいう家畜・家禽遺伝資源とは、家畜・家禽およびその卵、胚胎、精液、遺伝子物質等の遺伝材料を指す。

第四条　国外から家畜・家禽遺伝資源を導入する場合、下記の条件を備えるものとする。

(一)導入の目的が明確であり、用途が適切である。

(二)家畜・家禽遺伝資源の保護および利用計画に適合する。

(三)導入する家畜・家禽遺伝資源は非感染地域からのものである。

(四)動植物出入国検疫と農業遺伝子組み換え生物学的安全性の関連規定に適合し、国内の家畜・家禽遺伝資源と生態環境の安全を脅かさない。

第五条　国外から家畜・家禽遺伝資源を導入予定の組織は、所在地の省、自治区、直轄市人民政府の牧畜獣医行政主管部門に申請を出すとともに、家畜・家禽遺伝資源の売買契約または贈与合意を提出するものとする。

繁殖用家畜・家禽遺伝資源を導入する場合、さらに下記資料を提出するものとする。

(一)種畜・種禽生産経営許可証。

(二)輸出国または地域の法定機関が発行した種畜系統図または種禽世代証明。

(三)初めて導入する場合、繁殖用家畜・家禽遺伝資源の産地、分布、育成過程、生態の特徴、生産性能、集団に存在する主要な遺伝的欠陥と特有の疾患などの資料を同時に提出する。

第六条　家畜・家禽遺伝資源保護リストに記載された家畜・家禽遺伝資源を国外に輸出する場合、下記の条件を備えるものとする。

(一)用途が明確である。

(二)家畜・家禽遺伝資源の保護および利用計画に適合する。

(三)国内の畜産業の生産と家畜・家禽製品の輸出の脅威とならない。

(四)国の利益配分のプランが適切である。

第七条　家畜・家禽遺伝資源保護リストに掲載された家畜・家禽遺伝資源の国外輸出を予定している組織は、所在地の省、自治区、直轄市人民政府の牧畜獣医行政主管部門に申請を出すとともに、下記の資料を提出するものとする。

(一)家畜・家禽遺伝資源の売買契約または贈与合意。

(二)国外輸入者と締結した国の利益配分のプラン。

第八条　国内と国外の機関、個人の合同研究で家畜・家禽遺伝資源保護リストに掲載された家畜・家禽遺伝資源を利用する場合、下記の条件を備えるものとする。

(一)研究目的、範囲と協力期間が明確である。

(二)家畜・家禽遺伝資源の保護および利用計画に適合する。

(三)知的財産権の帰属が明確であり、研究成果の共有プランが適切である。

(四)国内の家畜・家禽遺伝資源と生態環境の安全の脅威とならない。

(五)国の利益配分プランが適切である。

国内と国外の機関、個人の合同研究で家畜・家禽遺伝資源を利用する組織は、法に基づいて法人資格を取得した中国の教育科学研究機関、中国の単独出資企業であるものとする。

第九条　国内と国外の機関、個人の合同研究で家畜・家禽遺伝資源保護リストに記載された家畜・家禽遺伝資源を利用予定の組織は、所在地の省、自治区、直轄市人民政府の牧畜獣医行政主管部門に申請を出すとともに、下記の資料を提出するものとする。

(一)プロジェクトのフィージビリティスタディレポート。

(二)合同研究の契約。

(三)国外の提携先と締結した国の利益配分プラン。

第十条　我が国特有の、新たに発見され、鑑定を受けていない家畜・家禽遺伝資源および国務院牧畜獣医行政主管部門が輸出を禁止するその他家畜・家禽遺伝資源を国外に輸出すること、または国内と国外の機関、個人の合同研究で利用することを禁止する。

第十一条　省、自治区、直轄市人民政府の牧畜獣医行政主管部門は、家畜・家禽遺伝資源の導入、輸出または対外合同研究での利用の申請を受け取った日から20営業日内に審査作業を完了するとともに、審査意見と申請資料を国務院牧畜獣医行政主管部門の審査承認に提出するものとする。

第十二条　国務院牧畜獣医行政主管部門は、家畜・家禽遺伝資源の導入、輸出または対外合同研究での利用の審査報告と申請資料を受け取った日から20営業日内に、本規則の第四条、第六条、第八条に定める条件を備えていれば、審査承認書を発行するものとする。条件を備えていない場合は、申請者に書面で通知し、理由を説明する。なお、家畜・家禽遺伝資源保護リストに記載された家畜・家禽遺伝資源を輸出する場合、または国内と国外の機関、個人の合同研究で利用する場合、または初めて導入する家畜・家禽遺伝資源である場合、国務院牧畜獣医行政主管部門は審査報告と申請資料を受け取った日から3営業日内に、審査報告と申請資料を国家家畜・家禽遺伝資源委員会の評価または審議に提出するものとする。評価または審議時間は、審査承認期間に算入しない。

第十三条　国務院牧畜獣医行政主管部門は、20営業日内に審査承認を決定できない場合、自部門の責任者の承認を得た上で、10営業日延長することができる。期間延長の理由は、申請者に知らせるものとする。

第十四条　家畜・家禽遺伝資源の導入、輸出審査承認書の有効期間は6カ月とする。延長を必要とする場合、申請者は有効期間満了の10営業日前までに審査承認した機関に延長を申請するものとする。延長期間は3カ月を超えてはならない。

第十五条　国外から家畜・家禽遺伝資源を導入し、国外に家畜・家禽遺伝資源保護リストに掲載された家畜・家禽遺伝資源を輸出する組織は、審査承認書に基づいて検疫手続きを行う。税関は、出入国検査検疫部門が発行する出入国貨物通関書に基づいて通巻手続きを行う。国外から家畜・家禽遺伝資源を導入し、国外に家畜・家禽遺伝資源保護リストに掲載された家畜・家禽遺伝資源を輸出する組織は、通関許可の日から10営業日内に実際に導入、輸出する家畜・家禽遺伝資源の数量に基づき、国務院牧畜獣医行政主管部門に届け出るものとする。国務院牧畜獣医行政主管部門は、国務院環境保護行政主管部門に関連資料の副本を定期的に送るものとする。

第十六条　対外合同研究の利用過程において、研究の目的と範囲、協力期間、知的財産権の帰属、研究成果の共有プランまたは国の利益配分プランを変更する必要がある場合、国内と国外の機関、個人の合同研究で家畜・家禽遺伝資源保護リストに掲載された家畜・家禽遺伝資源を利用する組織は、元の申請手続きに従って改めて審査承認手続きを行うものとする。

第十七条　省、自治区、直轄市人民政府の牧畜獣医行政主管部門は、導入された家畜・家禽遺伝資源について追跡評価を行い、導入された家畜・家禽遺伝資源の生産性能、健康状況、適応性および生態環境や地元の家畜・家禽遺伝資源への影響などについて専門家による測定、評価を行うとともに、測定、評価の結果を国務院牧畜獣医行政主管部門に速やかに報告するものとする。

導入された家畜・家禽遺伝資源が国内の家畜・家禽遺伝資源、生態環境に対して被害をもたらす場合、または被害をもたらす可能性があることが分かった場合、国務院牧畜獣医行政主管部門は関係する主管部門とともに相応の安全管理措置を講じるものとする。

第十八条　国内と国外の機関、個人の合同研究で家畜・家禽遺伝資源保護リストに掲載された家畜・家禽遺伝資源を利用する組織は、毎年12月31日までに合同研究での家畜・家禽遺伝資源の利用状況を所在地の省、自治区、直轄市人民政府の牧畜獣医行政主管部門に報告するものとする。省、自治区、直轄市人民政府の牧畜獣医行政主管部門は合同研究での利用状況について審査報告を提出し、国務院牧畜獣医行政主管部門にまとめて届け出るものとする。

第十九条　家畜・家禽遺伝資源の導入、輸出および対外合同研究で利用する組織および国外の機関または個人と利害関係がある人員は、関係する申請の評価、審議および入国家畜・家禽遺伝資源の測定、評価業務に参加してはならない。

第二十条　重要な家畜・家禽遺伝家系と特定地域の遺伝資源およびそのデータ、資料、サンプルなどを含む我が国の家畜・家禽遺伝資源の情報は、国務院牧畜獣医行政主管部門の許可を得ることなく、いかなる組織または個人も国外の機関や個人に譲渡してはならない。

第二十一条　牧畜獣医行政主管部門の職員が家畜・家禽遺伝資源の導入、輸出と対外合同研究での利用の審査承認過程において、職責を軽んじ、職権を乱用し、私情にとらわれて不正を働いた場合、法に基づいて処分を科す。犯罪に当たる場合、法に基づいて刑事責任を追及する。

第二十二条　本規則の規定に照らして評価、審議、測定に参加する専門家が職務上の便宜を利用し、他者の財貨を受け取り、またはその他利益を求め、または虚偽の報告を発行した場合、違法所得を没収し、法に基づいて処分を科す。犯罪に当たる場合、法に基づいて刑事責任を追及する。

第二十三条　国外からの家畜・家禽遺伝資源の導入、国外への輸出、または国内と国外の機関、個人の合同研究で家畜・家禽遺伝資源保護リストに掲載された家畜・家禽遺伝資源の利用を申請する組織が関係する状況を隠匿した、または虚偽の資料を提供した場合、省、自治区、直轄市人民政府の牧畜獣医行政主管部門が警告を与え、3年間は当該組織の同様の申請を受理しない。

第二十四条　詐欺、わいろなど不当な手段で承認を得、国外から家畜・家禽遺伝資源を導入した場合、または国外に輸出した場合、または国内と国外の機関、個人の合同研究で家畜・家禽遺伝資源保護リストに掲載された家畜・家禽遺伝資源を利用した場合、国務院牧畜獣医行政主管部門が承認の決定を取り消し、関係する家畜・家禽遺伝資源と違法所得を没収するとともに、1万元以上5万元以下の罰金を科し、10年間は当該組織の同様の申請を受理しない。犯罪に当たる場合、法に基づいて刑事責任を追及する。

第二十五条　審査承認を得ることなく、国外から家畜・家禽遺伝資源を導入した場合、または国内と国外の機関、個人の合同研究で家畜・家禽遺伝資源保護リストに掲載された家畜・家禽遺伝資源を利用した場合、または国内と国外の機関、個人の合同研究で国家家畜・家禽遺伝資源委員会の鑑定を受けていない、新たに発見された家畜・家禽遺伝資源を利用した場合、『中華人民共和国牧畜法』の関連規定に照らし、法的責任を追及する。

第二十六条　審査承認を得ることなく、国外に家畜・家禽遺伝資源保護リストに掲載された家畜・家禽遺伝資源を輸出した場合、『中華人民共和国税関法』の関連規定に照らし、法的責任を追及する。税関は、差し押さえた家畜・家禽遺伝資源を省、自治区、直轄市人民政府の牧畜獣医行政主管部門に移送して処理するものとする。

第二十七条　国外に輸出し、または国内と国外の機関、個人の合同研究で家畜・家禽遺伝資源保護リストに掲載された家畜・家禽遺伝資源を利用し、国の秘密保持規定に違反した場合、『中華人民共和国保守国家秘密法』の関連規定に照らして法的責任を追及する。

第二十八条　本規則は、2008年10月1日より施行する。